

長井市競争入札参加資格者停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長井市が発注する工事又は製造の請負、業務の委託、物品の調達その他契約に係る競争入札に参加することができる有資格業者（長井市契約に関する規則（昭和51年規則第6号）第21条第3項に規定する指名競争入札参加者登録簿に登載されている者をいう。以下同じ。）に対し、別表指名停止基準（以下「停止基準」という。）に掲げる事由に該当する者を一定の期間、指名の選定から除外（以下「指名停止」という。）することについて、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止の事由及びその期間)

第2条 有資格業者が別表「指名停止基準」の各号に掲げる指名停止事由の一に該当するときは、情状に応じて停止基準各号及び本要綱に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

(審査及び決定)

第3条 有資格業者に停止基準の停止事由に該当すると認められる事実があった場合は、直ちに工事等指名競争入札参加者審査委員会（長井市工事等指名競争入札参加者審査委員会規程（平成2年訓令第4号）第1条に規定する工事等指名競争入札参加者審査委員会をいう。以下「審査会」という。）において審査を行い、指名停止の適否及び指名停止の期間を決定するものとする。

(指名の取消し)

第4条 有資格業者に対し指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人の指名停止)

第5条 元請負人に対して指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人（再受託者を含む。以下同じ）があることが明らかになったときは、当該下請負人について、原則として元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(事業協同組合及び共同企業体に対する措置)

第6条 有資格業者である建設工事共同企業体及び事業協同組合（以下「共同企業体等」という。）に対して指名停止を行うときは、当該共同企業体等の構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）についても、当該共同企業体等の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 有資格業者に対して指名停止を行うときは、当該有資格業者を構成員とする共同企業体等（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる場合を除く。）についても、当該有資格業者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(指名停止事由の競合)

第7条 有資格業者が一の事案により停止基準の指名停止事由各号の二以上に該当したときは、当該指名停止事由ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

(指名停止事由の異時競合等)

第8条 有資格業者が次の各号の一つに該当することになった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 指名停止期間中又は当該期間の満了後1カ年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、別表第14号又は第15号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、同表第14号又は第15号（当初の指名停止が第15号の措置要件によるものに限る。）の措置要件に該当することとなったとき。

(指名停止期間の短縮及び延長)

第9条 有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2条の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

2 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第6条の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

(指名停止期間の変更)

第10条 指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前3条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

第11条 指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたとときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(事故等の報告)

第12条 各課等の長は、有資格業者について指名停止の事由があると認めたとときは、速やかに助役に報告しなければならない。指名停止期間中の有資格業者に対し、指名停止期間を短縮し、又は延長し、若しくは指名停止の解除をすることが相当と認められるときも同様とする。

(指名停止等の通知)

第13条 助役は、第3条の規定に基づき指名停止が決定されたときは、市長に報告するとともに、当該有資格業者に対して通知するものとする。第9条の規定により指名停止の期間が変更されたとき、又は第11条の規定により指名停止の解除が決定されたときも同様とする。

2 前項の指名停止の通知は、過去24カ月間にわたり本市の指名を受けた実績がない場合は、省略することができる。

3 第1項の規定による指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市発注工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(下請負の禁止)

第14条 有資格業者は、指名停止期間中は、市が発注した工事の全部若しくは一部を下請負し、若しくは受託することができない。

(随意契約の相手方の制限)

第15条 有資格業者が指名停止を受けている期間中は、当該有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

(災害時の特例)

第16条 災害時により応急仮工事など緊急に施工を要する工事又は特殊な技術を要する工事等やむを得ない理由があるときは、指名停止期間中の有資格業者であっても、審査会に諮って指名又は随意契約の相手方とすることができる。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第17条 指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

指 名 停 止 基 準

指名停止事由	期 間
<p>[虚偽記載]</p> <p>(1) 指名競争入札参加登録申請における当該申請書及び添付書類（市長が必要と認めた書類を含む。）又は入札前における提出書類に虚偽の記載をし、工事及び物品調達等の契約（以下「調達契約」という。）の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上12カ月以内</p>
<p>[過失による粗雑工事等]</p> <p>(2) 市と締結した調達契約にあたり、過失により工事又は調達品等を粗雑にしたと認められるとき。（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）</p> <p>(3) 置賜地域（置賜に存する3市5町をいう。）内における調達契約の履行にあたり、瑕疵が重大であると認められるとき。（前号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内</p>
<p>[契約違反]</p> <p>(4) 第2号に掲げる場合のほか、市と締結した調達契約の履行あたり、契約に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上4カ月以内</p>
<p>[安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故]</p> <p>(5) 市と締結した調達契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>(6) 市内における調達契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。（前号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内</p>
<p>[安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故]</p> <p>(7) 市と締結した調達契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(8) 市内における調達契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。（前号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2カ月以内</p>
<p>[贈 賄]</p> <p>(9) 次のイ又はロに掲げる者が市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員（以下「役員」という。） ロ、有資格業者の使用人で、イに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 日から 12カ月以上24カ月以内</p> <p>9カ月以上18カ月以内</p>
<p>(10) 次のイ又はロに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員（国、県、市町村、公社、公団等の職員をいう。以下同じ。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ、役員 ロ、使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 日から 9カ月以上18カ月以内 6カ月以上12カ月以内</p>

<p>(11) 役員又は使用人が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 〔独占禁止法違反行為〕</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6カ月以上12カ月以内</p>
<p>(12) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、調達契約の相手方として不相当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内</p>
<p>(13) 市と締結した調達業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、調達契約の相手方として不相当であると認められるとき。 〔競売入札妨害又は談合〕</p>	<p>当該認定をした日から 3カ月以上9カ月以内</p>
<p>(14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（次号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2カ月以上12カ月以内</p>
<p>(15) 市と締結した調達契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 〔建設業法違反〕</p>	<p>3ヵ月以上12カ月以内</p>
<p>(16) 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3カ月以上9カ月以内</p>
<p>(17) 東北管内において、建設業法の規定に違反し、監督処分がなされ、調達契約の相手方として不相当（前号に掲げる場合を除く。）であると認められるとき。 〔暴力的不法行為〕</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>(18) 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係者であること又は暴力団関係業者を利用していることなどが判明したとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>イ、有資格業者若しくは有資格業者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与しているとき。</p>	<p>12カ月以上が経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>ロ、有資格業者又は有資格業者の役員等が自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。</p>	<p>6カ月以上9カ月以内</p>
<p>ハ、有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供与し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</p>	<p>3カ月以上6カ月以内</p>
<p>ニ、有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>	<p>2カ月以上5カ月以内</p>
<p>ホ、有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。 〔不当介入に関する通報義務違反〕</p>	<p>1カ月以上3カ月以内</p>
<p>(19) 暴力団員等から不当介入を受けていたにも関わらず、正当な理由なく、本市又は警察に通報しなかったと認められたとき。 〔不正又は不誠実な行為〕</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内</p>
<p>(20) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、調達契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>(21) 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、調達契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>